

確認書（または同意書または承諾書）

私は、諫早市の正林駐車場（諫早市城見町45番地、同所46番地）の令和3年2月以前分の賃料についての西山キミエが西山和子に負う債務（以下、「賃料債務」といいます）につき、私に利害関係がある点について、次のとおり確認（または同意または承諾）します。貴殿が下記の内容に沿った内容で、諫早市城見町45番地の所有者西山和子の成年後見人弁護士加藤貴大（以下、単に「加藤弁護士」といいます）と合意（合意書を作成）してかまいません。

令和 年 月 日

住所

氏名

西山キミエ 成年後見人 安部高樹 殿

1. 下記①～⑦を前提として、下記2(1)～(3)のいずれか、3の私が□にチェックをした項目どおりにすることを希望します。

(前提)

- ① 2022年4月末頃乃至5月初め頃に加藤弁護士と合意（合意書を作成）するものとする。合意時期が上記期間より後となった場合は、対応する期間に合わせて下記③及び⑤乃至⑦の金額を変化させたものを下記(1)または(2)に記載された金額に代入して解釈してかまわないものとする。
- ② 10年間より前の賃料債務については西山キミエは消滅時効の成立を主張（援用）するものとする。
- ③ 2012年5月7日乃至2021年2月19日の賃料債務（元金）の合計は4,607,850円である。
- ④ 遅延損害金については、賃料債務に関するものも、西山キミエの西山和子に対する債権（以下、「西山和子への債権」という）に関するものも2022年4月15日までに発生した金額を前提とする。
- ⑤「③」の計算の元となる各元金に対する2022年4月15日までに発生した年5%の割合による遅延損害金の合計は1,277,681円である。
- ⑥ 西山和子への債権について加藤弁護士が10年間より前のものについては消滅時効

の成立を主張することを前提とし、西山和子への債権の合計額（元金）は576,600円である。

- ⑦ 「⑥」の元となる各元金に対する2022年4月15日までに発生した年5%の割合による遅延損害金の合計は136,880円である。

(回答)

2. 西山キミエの西山和子に対する債務額について

- (1) 賃料債務（元金）から西山和子への債権（元金）を引いた4,031,250円以下（今後「西山和子への債権」について、新たな債権が判明する可能性があるため）の金額を「賃料債務」として合意する。
- (2) 賃料債務（元金）+上記⑤の遅延損害金額から「西山和子への債権（元金）+上記⑦の遅延損害金額」を引いた5,172,051円以下（今後「西山和子への債権」について、新たな債権が判明する可能性があるため）の金額を「賃料債務」として合意する。
- (3) その他（

）

3. 西山キミエの現在の収支が毎月約3万円の赤字（成年後見人の報酬の推定月額を考慮した金額である）であることを認識した上で、賃料債務残額に対する分割払いの毎月の支払額は次の金額が適当であると考えます。なお、支払額が大きければ大きいほど西山キミエの預貯金がなくなる時期が早くなることを認識し、また西山和子存命中に西山キミエが死亡した場合、その毎月の支払い額の一部または全部を私が西山和子に支払わなければならないことは認識しています。

- (1) 3万円
- (2) 6万円
- (3) 9万円
- (4) その他（ 円）